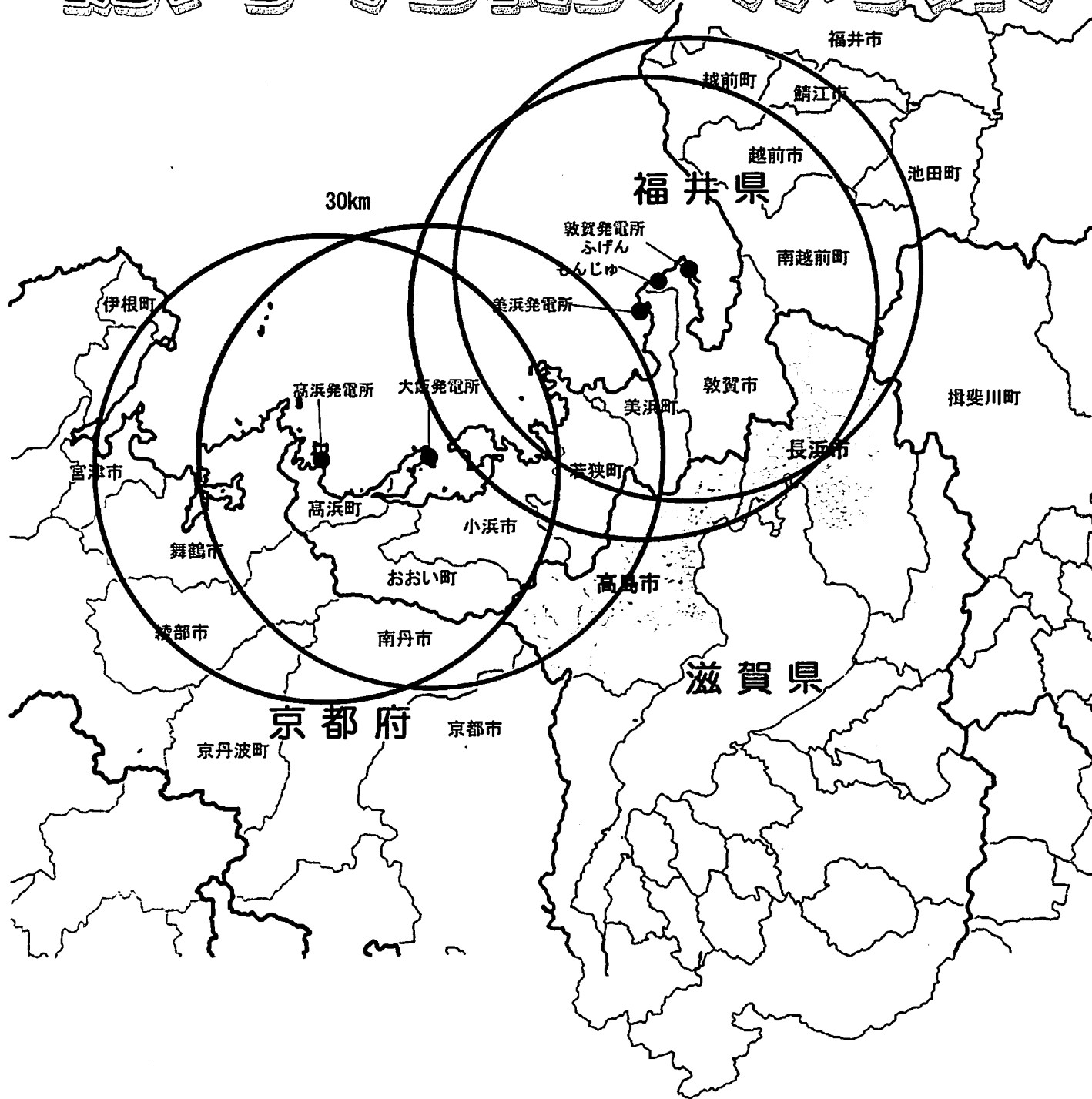


滋賀県の 原子力防災対策



問い合わせ先

滋賀県防災危機管理局 原子力防災室

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(電話) 077-528-3445

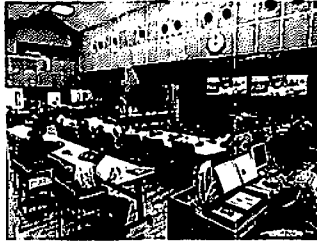
(平成26年3月作成)

原子力災害の発生

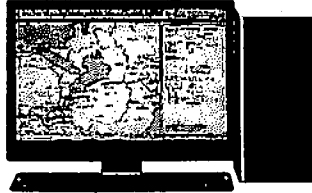
情報の収集

原子力防災情報収集設備の整備

原子力災害発生時の災害対策拠点となるオフサイトセンター（原子力防災センター）と県、長浜市・高島市などとの間でテレビ会議を行います。



テレビ会議システム



SPEED I

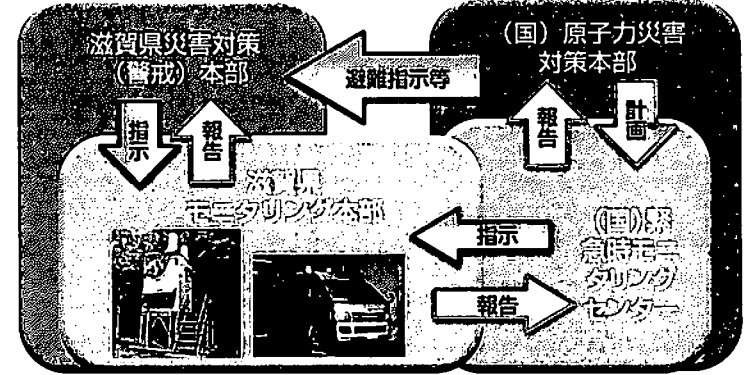
原子力災害発生時に、国による放射性物質の拡散予測を受信し、放射線のモニタリングポイントや、避難誘導の立案に活用します。

緊急時モニタリング計画

原子力災害が発生した際には緊急時モニタリングを実施します。

- ・環境放射線に関する情報収集
- ・防護措置を実施するための判断材料の提供（防護措置判断基準については裏面参照）
- ・住民と環境への放射線影響を評価するための材料の提供

<滋賀県モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統>



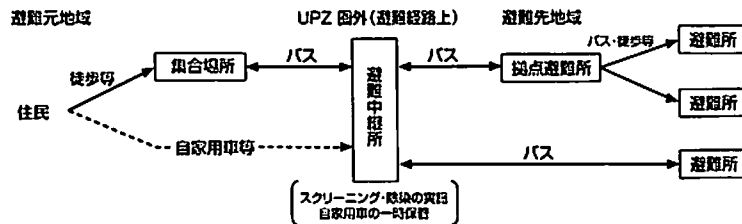
モニタリング

広域避難計画

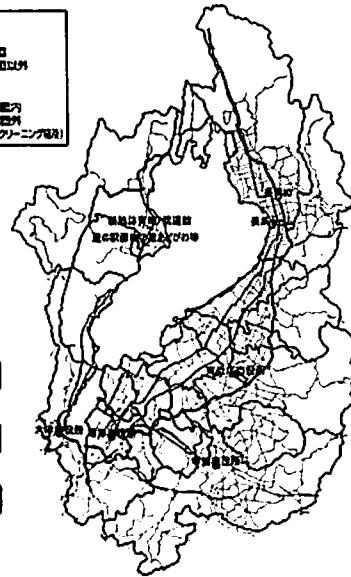
県内避難を優先的に検討し、複合災害などにより県内での受入れが困難な場合は県外に避難します。

- 県内
 - 大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求めます。
- 県外
 - 関西方面⇒大阪府（和歌山県）
 - 中部方面⇒災害時等応援協定書に基づき、応援要綱します。

（広域避難の基本的な流れ）



- 凡例
- 主要な避難経路
 - 高速自動車道
 - 普通自動車道以外
 - その他の道路
 - 避難区域UPZ配内
 - 避難区域UPZ配外
 - ◎ 避難中継所(スクリーニング拠所)



安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

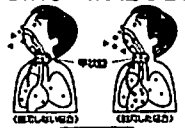
県は、長浜市、高島市と連携し、安定ヨウ素剤の備蓄を行います。

〈備蓄場所〉

- ・市が指定する避難集合場所
- ・長浜市役所、高島市役所
- ・滋賀県版UPZ*圏内の小中学校、幼稚園、保育園等

*UPZ:緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action Planning Zone)

「放射性ヨウ素」という物質は、のどの甲状腺に集まる性質を持っており、これを体内に取り込むと、甲状腺がんなどを発生させるおそれがあります。安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを防ぐ効果があります。



安定ヨウ素剤 服用のイメージ

被ばく医療



原子力事業者との情報共有体制の構築

<原子力安全協定>

協定の相手方

- ・ 関西電力(株) (美浜、大飯)
- ・ 日本原子力発電(株) (敦賀)
- ・ (独)日本原子力研究開発機構 (もんじゅ、ふげん)

協定項目

- ・ 関係諸法令の遵守
- ・ 平常時における連絡
- ・ 損害の補償
- ・ 計画の報告
- ・ 異常時における連絡
- ・ 原子力防災対策
- ・ 輸送計画の事前連絡
- ・ 現地確認
- ・ 公衆への広報



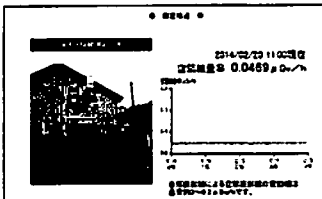
原子力安全協定 締結式

<原子力安全対策連絡協議会>

滋賀県では、市町と県で構成する「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」を設置し、福井県内に立地する原子力施設に係る諸課題について、市町と県が情報共有および協議を行いながら、原子力防災対策の推進を図っています。



放射線の常時監視と放射線量の“見える化”事業



HPにより放射線測定値を公開



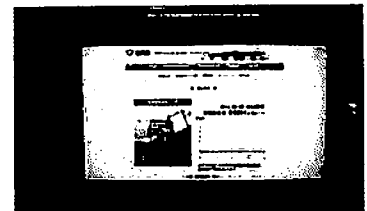
長浜市、高島市の支所等に放射線量率データパネルを設置

びわ湖放送のデータ放送により放射線測定値を放送

琵琶湖環境放射線測定結果



UPZ圏内の幼・小・中学校等に簡易サーベイメータを配布



長浜市役所、高島市役所にモニターを設置し、放射線測定値を表示

<参考> 防護措置基準

	基準の種類	基準の概要	初期値の設定	防護措置の概要		
緊急防護措置	OIL 1	数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h	区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)		
	OIL 4	除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm β 線: 13,000cpm [1ヶ月後の値]	避難者等をスクリーニングし、基準を超える際は迅速に除染		
早期防護措置	OIL 2	飲食物の摂取制限、1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h	飲食物の摂取を制限、1週間程度内に一時移転を実施		
飲食物摂取制限	飲食物のスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度の測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地区を特定		
		OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・穀物・肉・卵・魚
	放射性ヨウ素		300Bq/kg	2,000Bq/kg		
	放射性セシウム		200Bq/kg	500Bq/kg		
	プルトニウム、超ウラン元素の α 核種	1Bq/kg	10Bq/kg			
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				